

東海から九州にかけての太平洋沿岸等の地震対策大綱の構成イメージ

第1章 東南海、南海地震対策の基本方針

1. 建物の耐震化、津波防災施設の整備など予防対策の緊急実施
 - ・実施発生時期、発生パターン（東南海、南海地震等の同時発生など）のシナリオを踏まえた総合的かつ計画的な減災施策の推進
 - ・ソフト対策は緊急に実施し、ハード対策は計画を定めて効果的かつ早期に実施
 - ・暫定的な対策の的確な位置付け
 - ・限られた予算の中で、効果の高いものに対する重点的な対策
2. 地震及び津波災害に強い都市構造づくり
 - ・中長期的な将来における地震発生を踏まえた地震に強い都市構造の計画的構築
 - ・交通システムの信頼性向上（施設の耐震化とリダンダンシーの向上）
 - ・ライフラインの信頼性向上
 - ・オープンスペースの体系的確保
 - ・既成市街地の面的な再整備の推進
 - ・適切な土地利用の規制・誘導
 - ・事前復興計画の策定
3. 実践的・効果的な防災体制の構築
 - ・緊急時の具体的な行動手順の事前準備（活動要領の策定）
 - ・東海地震、東南海地震、南海地震それぞれの同時発生、連続発生を踏まえた実践的・効果的な行動のあり方の検討
 - ・平常時から復旧・復興までの情報の共有化
4. 地域の総合的な災害対応能力の向上
 - ・住民等の適切な対応のための的確な情報提供
 - ・自主防災組織、NPO等の活性化
 - ・ボランティアとの連携の仕組みの構築
 - ・企業の防災対策の推進
 - ・実践的な防災教育、防災訓練の実施
5. 広域的防災体制の確立
 - ・広域的防災対策戦略の構築
 - ・緊急時に的確に広域防災対策を行うために、事前にルール、施設等リスト、手順等を定めておく
 - ・全国的広域応援体制の確立
6. 地震・津波防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用
 - ・ナウキャスト（リアルタイム地震情報システム）、人工衛星等、最新の地震情報

技術の有効活用

- ・地震予知に関する研究の推進と体制整備

7. 対策の効果的な推進

- ・防災性向上の目標設定に基づく予防対策の推進

第2章 緊急に講ずべき措置

1. 総合的な災害対応能力の向上に向けた取組み

1. 建物の耐震化、津波防災施設の整備など予防対策の緊急実施

(1) 建物耐震化の早期実施

- ・個人住宅の耐震診断、耐震改修の早期実施
- ・学校、病院等不特定多数が利用する施設の耐震診断、耐震改修の早期実施
- ・地震ハザードマップの緊急整備等
- ・ソフト・ハードの総合施策

(2) 高層ビルの耐震性評価

- ・長周期地震動が及ぼす影響に関する研究の推進
- ・高層ビルの地震安全性の適切な評価と対策

(3) 耐震性を踏まえた適切な避難体制の確立

- ・耐震診断の緊急実施と耐震性の明示
- ・耐震性を踏まえた屋内避難・屋外避難のルール策定

(4) 避難地・避難路の整備等地震防災対策の重点的实施

- ・地震防災緊急整備事業の目標の設定と重点的な実施
- ・限られた予算の中での効果的、効率的な地震防災対策の実施（避難ルート、避難場所の選定と沿道家屋の優先的な耐震改修の実施等）

(5) 文化財保護対策の実施

- ・施設の耐震化、展示品等の転倒防止策、安全な場所への移動等、適切な措置
- ・延焼防止対策
- ・周辺市街地の防災性向上
- ・文化財所蔵情報の整理

2. 津波防災体制の確立

- (1) 防潮堤の整備等の早期実施
 - ・ 防潮堤等海岸保全施設の早期整備のための計画づくり
 - ・ 津波防災性の高い交通基盤施設の整備等津波に強い地域づくり
- (2) 避難対策の早期実施
 - ・ 津波避難地、避難路の早期整備
 - ・ 津波避難ビルの指定等の避難場所の確保
 - ・ 同胞無線の整備等の早期実施
 - ・ つり客、海水浴客等観光客のための避難対策
 - ・ 津波ハザードマップ整備等津波避難のための普及啓発対策
- (3) その他の津波防災対策
 - ・ 津波到達時間を踏まえた適切な応急活動方針の策定
 - ・ 津波発生時の緊急活動のためのヘリポート整備等孤立化対策
 - ・ 津波による大型船の座礁等の防止策
 - ・ 大都市の地下街への浸水防災対策
 - ・ 石油コンビナート等危険物施設集積地区の津波防災性の向上

3 . 地域等における災害対応能力の向上

- (1) 国民に対する情報提供と啓発
 - ・ 東南海、南海地震に対する正しい知識の普及
 - ・ 耐震化の促進、発生時等の適切な行動のための啓発活動
- (2) 地域の防災力向上に向けた緊急対策
 - ・ 自主防災組織等における実践的訓練、図上演習（ D I G ）等の実施
 - ・ 防災ボランティアとの連携策の創出・推進
 - ・ 被災時要支援者に対する十分な情報提供と事前準備
- (3) 企業の災害対応能力の向上
 - ・ 被災時の影響軽減化のに向けた耐震化、分散化等の対策
 - ・ 被災時等における、適切な対応のための計画策定
 - ・ 被災時における地域の防災活動への協力

. 発災後の適切な応急対策等

1 . 発災時の広域対策の効果的な実施

- (1) 広域的防災力の向上
 - ・ 広域的な防災拠点の整備とネットワーク化

- ・ 現地災害対策本部の配置と活動内容、活動の調整方針
 - ・ 広域後方活動の基本方針（救助、医療、緊急輸送）
 - （ 2 ） 情報・広報活動
 - ・ 防災関係機関における情報の共有化のための仕組み
 - ・ 国民、地域住民に対する広報活動
 - （ 3 ） 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
 - ・ 緊急輸送ルート of 早期確保のための対応方針
 - ・ 緊急輸送活動の早期かつ的確な実施のための対応方針
 - （ 4 ） 救助・救急・医療活動及び消火活動
 - ・ 救助・救急活動の早期かつ的確な実施のための対応方針
 - ・ 被災地内医療活動、広域後方医療活動の早期かつ的確な実施のための対応方針
 - （ 5 ） 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給等に関する活動
 - ・ 被災地外での物資調達の早期実施のための対応方針
 - ・ 被災地における小売店舗等の早期営業開始の支援等物資等の安定供給対策
 - （ 6 ） 応急収容活動、帰宅困難者対策
 - ・ 被災地内外での収容活動
 - ・ 帰宅困難者に対して提供する情報の内容、提供方法
 - ・ 避難場所の確保と帰宅困難者の誘導等
 - ・ 帰宅困難者に対する食料、飲料水及び生活必需品の供給方策
 - （ 7 ） ライフライン施設の応急対策活動
 - （ 8 ） 保健衛生、防疫、遺体の処理、震災廃棄物の処理等に関する活動
 - （ 9 ） 地震の連続発生、余震、降雨等による二次災害の防止活動
 - ・ 大規模地震の連続発生を踏まえた適切な応急活動や広域応援活動のあり方検討
 - ・ 余震等二次災害防止のための家具、崖等の調査、情報提供策
 - ・ 二次災害危険箇所の明示と避難誘導
 - （ 10 ） ボランティア及び海外からの支援の受け入れ
- 2 . 経済への影響を最小に押さえるための計画的な復旧・復興
- （ 1 ） 早期復旧・復興のための基本的方針
 - （ 2 ） 企業のライフラインの早期確保のための方策

東南海、南海地震に関する応急対策活動要領の構成イメージ

前文

1. 策定の背景等
 - ・ 阪神・淡路の教訓
 - ・ 東南海、南海地震発生の特徴等について
 - ・ 本専門調査会における検討について
 - ・ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について
2. 目的及び性格
 - ・ 緊急災害対策本部が行う活動、緊急災害対策本部を中心とする関係機関が行う活動等に関する要領
3. 活動要領の適用
4. 地方公共団体との連携
5. 本要領を補完する実践的な申し合わせの作成
6. 活動要領の前提となる大規模地震についての認識
 - ・ 地震発生のおける5つのパターン（単独発生、同時発生）への認識
 - ・ 大規模地震の連続発生の可能性への認識
7. 活動要領の修正方針

第1章 総則

1. 政府の活動体制
 - (1) 基本方針
 - (2) 緊急災害対策本部の設置等
 - (3) 緊急災害対策本部の活動体制
 - (4) 指定行政機関の活動体制
2. 広域派遣、応援活動
 - (1) 緊急災害対策本部の役割
 - ・ 現地災害対策本部の配置
 - ・ 広域による活動内容、優先度、重要度を考慮した応援活動の実施、活動の調整
 - (2) 地方公共団体の相互応援
 - (3) 自衛隊の災害派遣
3. 災害救助法の運用

第2章 情報・広報活動

1. 情報・広報活動の基本方針
2. 情報の共有化
3. 情報連絡体制
 - (1) 通信体制
 - (2) 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報
 - (3) 緊急災害対策本部における情報の分析・整理、情報の連絡
 - (4) 連絡された共有情報の照会
4. 情報の公表
 - (1) 緊急災害対策本部が行う情報の公表

(2) 指定行政機関等及び被災府県が行う情報の公表

(3) 各機関における情報交換

5 . 広報活動

(1) 緊急災害対策本部の広報活動

(2) 指定行政機関等及び被災府県の広報活動

(3) 各機関における情報交換

第 3 章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 . 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

・被害の状況、復旧優先度等の考慮

・緊急度、重要度を考慮した輸送活動の実現

2 . 交通の確保対策

(1) 交通の確保に関する役割分担

(2) 交通の確保体制

・被災府県外と被災府県との間の緊急輸送活動のために優先的に機能確保すべき輸送施設（道路、港湾、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）についての調整、緊急輸送ネットワーク確保計画の策定

3 . 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動の役割分担

(2) 緊急輸送活動体制

(3) 緊急輸送活動実施上の配慮事項

第 4 章 救助・救急・医療活動及び消火活動

1 . 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針

2 . 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の基本的な役割分担

(2) 救助・救急活動の実施及び要員の派遣等

(3) 資機材等の調達、輸送

3 . 被災地内医療活動

(1) 被災地内医療活動の基本的な役割分担

(2) 被災地内の病院における要員の参集等

(3) 被災府県外からの救護班の派遣

(4) 医薬品、血液製剤等の調達

4 . 広域後方医療活動

(1) 広域後方医療活動の基本的な役割分担

(2) 広域後方医療実施計画の作成

(3) 広域後方医療施設の選定

5 . 広域後方医療施設への傷病者の搬送

(1) 傷病者の搬送の実施

(2) 傷病者の搬送に当たっての配慮事項

6 . 消火活動

第5章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動

1. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動の基本方針
2. 物資の調達、供給活動の基本的な役割分担
3. 物資の調達体制等
4. 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
5. 義援物資等の受入れ

第6章 応急収容活動

1. 応急収容活動の基本方針
2. 応急収容活動の基本的な役割分担
3. 被災府県内での収容
 - (1) 資機材の調達
 - (2) 避難所の開設、運営に関する協力
4. 被災府県外での収容
 - (1) 被災府県からの要請
 - (2) 広域的避難収容実施計画の作成
 - (3) 関係省庁及び関係地方公共団体に対する依頼
5. 社会的混乱の防止
6. 帰宅困難者の収容等

第7章 ライフライン施設の応急対策活動

1. ライフライン施設の応急対策活動の基本方針
2. ライフライン施設の応急対策活動の基本的な役割分担
3. ライフライン施設の応急対策活動
 - (1) 緊急災害対策本部
 - (2) ライフライン施設関係省庁
 - (3) 被災府県
 - (4) ライフライン事業者
4. 応急復旧活動に当たっての配慮事項

第8章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

1. 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する基本方針
2. 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動の基本的な役割分担
3. 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動に当たっての配慮事項
 - (1) 保健衛生に関する配慮事項
 - (2) 遺体の処理に関する配慮事項

第9章 二次災害の防止活動

- 1．二次災害防災活動の基本方針
- 2．二次災害防災活動の役割分担
- 3．二次災害防止活動
 - (1) 事前の活動準備
 - (2) 情報の伝達体制
 - (3) 点検の実施
 - (4) 応急対策の実施
- 4．二次災害防止活動に当たっての配慮事項
 - (1) 活動従事者の安全の確保
 - (2) 住民等に対する二次災害対策の事前の周知

第10章 自発的支援の受入れ

- 1．自発的支援の受入れの基本方針
- 2．ボランティアの受入れ
 - (1) ボランティアの受入れに関する役割分担
 - (2) ボランティアの受入れ体制
- 3．海外からの支援受入れ